

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

非常勤役員旅費

当組合は、共同購入事業を主事業として組合活動を行っています。理事会等に出席する非常勤役員に対する旅費、日当についての所得税の考え方を教えてください。

Answer

【概要】

所得税は、原則として納税義務がある人に帰属する全ての所得に対して課税されますが、所得税法第9条1項4号の規定により、下記に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法9①四）。

- (イ) 勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行
 - (ロ) 転任に伴う転居のために行う旅行
 - (ハ) 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行
- ただし、上記の非課税となる旅費に該当するかどうかは、下記の通達を参考にしてください。

「法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。」（所基通9-3）

したがって、通常必要とされる費用の支出に充てられる金額で、相当と認められる部分については、課税されないという事になります。

〈非常勤役員等の出勤のための費用〉

非常勤役員に対する旅費については、次の通達が出ていますので参考にしてください。

「給与所得を有する者で常には出勤を要しない次に掲げるようなものに対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給される金品のうちその出勤のために直接必要であると認められる部分に限り、法第9条第1項第4号に掲げる金品に準じて課税しなくて差し支えない。

- (1) 国、地方公共団体の議員、委員、顧問又は参与
- (2) 会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与」（所基通9-5）

〈非課税とされる旅費の範囲を超える場合〉

法第9条第1項第4号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲の金額を超える場合には、その超える部分の金額は、その超える部分の金額を生じた旅行の区分に応じ、所得の収入金額に算入されますので留意してください。